

○ 宗像市卓球協会育成部会規程

平成22年5月16日
規程第10号

(総則)

第1条 この規程は、宗像市卓球協会専門部会規則（以下「規則」という。）第1条第1項第1号の規定により設置された、宗像市卓球協会の専門部会に附属する育成部会（以下「部会」という。）について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 部会の業務は、規則に定めるものについて次のとおり定める。

- (1) 審判指導講習会及び育成。
- (2) 青少年の育成。
- (3) 指導者の養成。
- (4) 各種講習会の開催及び運営。
- (5) 卓球教室の開催及び運営。
- (6) ラージボールの普及及び育成。
- (7) 県民体育大会の出場に関する事。
- (8) その他卓球の育成および強化に関する事。

(構成)

第3条 部会の委員構成は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 2人
- (3) 委員 若干人

(選出)

第4条 委員は、次の方法から選出する。

- (1) 会員登録されたクラブの推薦によるもの。
- (2) 理事会の推薦によるもの。
- (3) 部会長が推薦するもの。
- (4) 会長が推薦するもの。

2 副部会長は、理事及び委員の中から推挙する。

(開催)

第5条 部会の開催については、次のとおりとする。

- (1) 全体会議は、年に数回おこなう。
- (2) 部会の総括をするため、年度末に会議をおこなう。

2 開催日時、場所については、部会長が決定し、事務局長が各委員に連絡する。

(兼務)

第6条 部会長及び副部会長は、宗像市体育協会の評議員を兼務する。

(活動費)

第7条 部会の活動にあたって、本協会の規定により委員に対し旅費等を支給することができる。

附 則

この規程は、平成22年5月16日制定、平成22年6月1日から施行する。